由良町告示第５３号

　由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和３年４月１９日

由良町長　山 名　実

由良町要綱第１８号

由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、若者の定住促進や人口流出の抑制及び地域の活性化を図るため、本町に定住する目的で住宅を取得した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、由良町補助金等交付規則（平成１０年由良町規則第５号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

（１）　定住　本町の住民基本台帳に登録され、かつ、５年以上継続して居住することをいう。

（２）　新築住宅　新しく建てた家をいう。増改築及び模様替えは除く。

（３）　建売住宅　建設業者等が住宅供給の企画、土地の調達、建設を行って買手を探して売却する住宅をいう。

（４）　住宅取得　前２号に規定する住宅を取得することをいう。

（５）　取得日　住宅取得し、引渡しを受けた日をいう。

（６）　基準日　令和３年４月１日

（補助対象者）

第３条　自らが居住するために新築住宅又は建売住宅を取得した者（以下「対象者」という。）で、取得日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　戸籍上婚姻関係のある夫婦であり、かつ、当該夫婦のいずれかが満１８歳以上４５歳未満であること。

（２）　対象者及びその当該住宅に居住する同一世帯の者に定住する意思があること。

（３）　当該住宅の所在地に居住者全員が住民登録していること。

（４）　地方税及び国民年金等を滞納していないこと。

（５）　取得日より１年を経過していないこと。

（６）　建売住宅の場合は、売買契約が締結されていること。

（７）　対象者又は同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（８）　過去に本補助金の交付を受けていない者であること。

（補助対象住宅）

第４条　補助の対象となる住宅は、個人が新築又は購入する建売住宅で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

1. 居住の用に供する住宅であること。
2. 建売住宅の場合、住宅取得日１年以内に建てられた未使用の住宅であること。

２　住宅が共有名義の場合にあっては、複数人による申込みはできない。

３　第１項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、１００万円とする。ただし、住宅取得にかかる経費が１００万円に満たない場合は、その取得額を上限とする。

２　１８歳未満の子ども一人につき、第１項の補助金に１０万円を加算するものとする。

（事業計画書）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、由良町マイホーム取得支援事業補助金事業計画書（様式第１号）と定住誓約書（様式第２号）を提出するものとする。

（計画承認）

第７条　町長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、関係書類を審査し、補助対象として適当と認めるときは、予算の確保に努めるものとする。

（申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付申請書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添えて、住宅取得日以降１年以内に町長に提出しなければならない。ただし、この住宅取得の開始日は基準日以降とする。

（１）　住民票（世帯全員分）

（２）　納税証明書（世帯全員分）

（３）　各階の間取りが分かる平面図

（４）　住宅等に係る登記事項証明書

（５）　工事請負契約書の写し（新築住宅の場合）

（６）　住宅に係る売買契約書の写し（建売住宅の場合）

（７）　工事等の竣工写真（新築住宅の場合）

（８）　工事請負金額又は購入金額を証する領収書等の写し

（９）　住宅の取得を証する書類の写し（引渡書）

（10）　その他町長が必要と認める書類

（決定と不決定）

第９条　町長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたとき、又は不適当と認めたときは、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付決定（不交付決定）通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（資格要件の変更、欠格及び承認）

第１０条　申請者は、前条の規定による交付の決定を受けた後、資格要件に変更が生じた場合、由良町マイホーム取得支援事業補助金変更承認申請書（様式第５号）を、資格要件を欠いた場合にあっては、由良町マイホーム取得支援事業補助金取下げ承認申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第１１条　由良町マイホーム取得支援事業補助金の交付決定を受けた者は、由良町マイホーム取得支援事業補助金請求書（様式第７号）により町長に補助金を請求するものとする。

２　町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに口座振込により補助金を支払うものとする。

（実績報告の特例及び補助金確定通知の送付）

第１２条　実績報告は、前条の規定による請求書の提出をもって当該実績報告があったものとみなす。

２　町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、由良町マイホーム取得支援事業補助金確定通知書（様式第８号）により申請書に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第１３条　町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　地方税及び国民年金等の滞納があったとき。

（３）　交付決定を受けた日から起算して５年以内に当該住宅を譲渡し、交換し、貸し付けたとき、又は世帯全員が本町に居住しなくなったとき。

２　町長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、由良町マイホーム取得支援事業補助金取消通知書（様式第９号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１４条　町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、由良町マイホーム取得支援事業補助金返還命令書（様式第１０号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

　　　由良町マイホーム取得支援事業補助金事業計画書

年　　月　　日

由良町長　様

申請者　住所

氏名

電話

　由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、補助金の交付にかかる事前審査を受けたいので、次のとおり提出します。

１　住宅所在地　　　　由良町

２　取得予定年月日

３　取得の区分　　　　新築住宅・建売住宅（　　年　　月　日建築）

　　　　　　　　　　　※該当するものに〇を付けてください。

４　住宅の取得予定価格（工事費）

５　世帯員の構成

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 続柄 | 生 年 月 日 | 年齢 | 備考 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |

様式第２号（第６条関係）

定住誓約書

年　　月　　日

由良町長　様

申請者　住所

氏名

電話

　私は、由良町マイホーム取得支援事業で新築又は建売住宅を購入した際には、その日より５年以上、由良町の住民として定住することを誓います。

　なお、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第１２条第1項各号のいずれかに該当することになった際は、第１３条の規定に基づき、補助金の全額又は一部を返還します。

〈参考〉

（交付決定の取消し）

第１２条　町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　国税、地方税及び国民年金等の滞納があったとき。

（３）　交付決定を受けた日から起算して５年以内に当該住宅を譲渡し、交換し、貸し付けたとき、又は世帯全員が本町に居住しなくなったとき。

２　町長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、由良町マイホーム取得支援事業補助金取消通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、由良町マイホーム取得支援事業補助金返還命令書（様式第７号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

様式第３号（第８条関係）

由良町マイホーム取得支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

由良町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

　　年度において、由良町マイホーム取得支援事業補助金を交付されたく、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添付し次のとおり申請します。

１　申請額　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

（１）　住民票（世帯全員分）

（２）　納税証明書（世帯全員分）

（３）　各階の間取りが分かる平面図

（４）　住宅等に係る登記事項証明書

（５）　工事請負契約書の写し（新築住宅の場合）

（６）　住宅に係る売買契約書の写し（建売住宅の場合）

（７）　工事等の竣工写真（新築住宅の場合）

（８）　工事請負金額又は購入金額を証する領収書等の写し

（９）　住宅の取得を証する書類の写し（引渡書）

（10）　その他町長が必要と認める書類

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

由良町長　　　　　　　　印

由良町マイホーム取得支援事業補助金交付決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった標記補助金について、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第９条の規定により下記のとおり通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　交付の条件　領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存してください。

３　その他

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

由良町長　　　　　　　　印

由良町マイホーム取得支援事業補助金不交付決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった標記補助金について、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第９条の規定により下記のとおり通知します。

記

１　補助事業の名称　　　　由良町マイホーム取得支援事業

２　不交付の理由　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

様式第５号（第１０条関係）

由良町マイホーム取得支援事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日

由良町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

　　　年　　月　　日付　　第　　　号で交付決定のあった由良町マイホーム取得支援事業補助金について、資格要件に変更が生じましたので、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり申請します。

　要件変更の内容及びその理由

様式第６号（第１０条関係）

由良町マイホーム取得支援事業補助金取下げ承認申請書

年　　月　　日

由良町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

　　　年　　月　　日付　　第　　　号で交付決定のあった由良町マイホーム取得支援事業補助金について、資格要件を具備しなくなりましたので、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり申請します。

　取下げの理由

様式第７号（第１１条関係）

由良町マイホーム取得支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

由良町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

　　　年　　月　　日付　　第　　　号で交付決定のあった由良町マイホーム取得支援事業補助金について、由良町マイホーム取得支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり請求します。

　交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

指定振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
|  |

様式第８号（第１２条関係）

　　　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

由良町長　　　　　　　　印

由良町マイホーム取得支援事業補助金確定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで交付請求のあった標記補助金について、補助金の額を確定したので、由良町住宅取得補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

　補助金交付確定額　　　　　　　　　　円

様式第９号（第１３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

由良町長　　　　　　　　印

由良町マイホーム取得支援事業補助金取消通知書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定しました由良町マイホーム取得支援事業補助金について同事業補助金交付要綱第１３条第２項及び由良町補助金等交付規則第１７条の規定により、次のとおり交付決定の全部（一部）を取消したので通知します。

記

１　対象事業の名称　　由良町マイホーム取得支援事業

２　交付決定額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

３　交付決定取消額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

４　取消理由　　　　　　　［　　　　　　　　　　　　　　　］

様式第１０号（第１４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

由良町長　　　　　　　　印

由良町マイホーム取得支援事業補助金返還命令書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で取消した由良町マイホーム取得支援事業補助金について同事業補助金交付要綱第１４条の規定により、補助金の返還を命じます。

記

１　返還命令の理由

２　補助金返還額　　　　　　　　　　　　　円

３　返　還　期　限

４　返　還　方　法